

総社市総社ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月17日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第24号

総社市総社ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

総社市総社ふれあいセンター条例施行規則（平成17年総社市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用許可申請) <u>第3条</u> 略 (原状回復) <u>第4条</u> 略 (その他) <u>第5条</u> 略</p> <p><u>別記様式（第3条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p><u>(職員等)</u> <u>第3条</u> ふれあいセンターに館長及びその他の職員を置く。 <u>2</u> 館長は、上司の命を受けて事務を掌理し、職員を指揮監督する。 <u>3</u> 職員は、館長の命を受けて、ふれあいセンターの事務を処理する。 <u>(館長の専決事項)</u> <u>第4条</u> 館長は、ふれあいセンターの使用の許可に関する事項について、専決処理することができる。ただし、重要又は異例に属するものは、この限りでない。 (使用許可申請) <u>第5条</u> 略 (原状回復) <u>第6条</u> 略 (その他) <u>第7条</u> 略</p> <p><u>別記様式（第5条関係）</u> 略</p>

改正後	改正前

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

